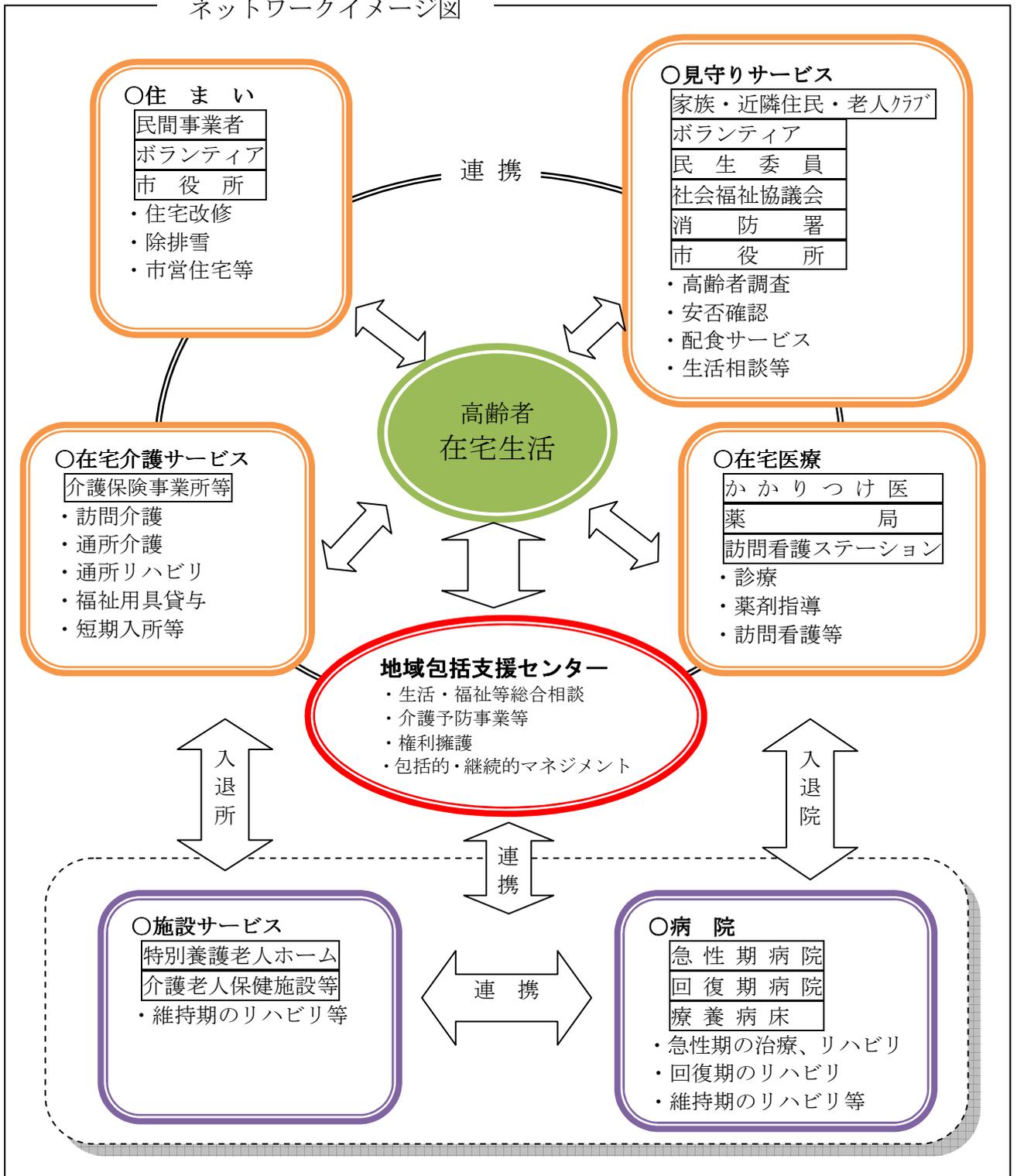


(3) 地域包括支援センターを核とした地域ケア体制の確立

ア 地域ケア体制の構築

地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制（地域包括支援ネットワーク）の整備を進めます。

ネットワークイメージ図



イ 地域ケア体制整備に向けた具体的な取組

地域包括支援センターを中核として、医療・保健・福祉等の関係機関のほか、地域や市民の各種団体、ボランティア等との連携を図り、地域の高齢者やその家族を、地域全体で支える体制を整えます。

(ア) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域ケア体制の中核として、高齢者や家族などの関係者等のほか、保健・医療・福祉等関係機関や市民等からの情報を集中させ、個々の高齢者の状況に合わせた必要な支援を、関係機関等の協力を得ながら包括的・継続的に行います。

(イ) 関係機関・団体・市民等との連携

関係機関・団体・市民等が、それぞれの地域における役割を理解し、地域の高齢者を支援していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に、連携を強化していきます。

①医療との連携

高齢者の方が入院中から、在宅生活へ向けての支援体制を整え、不安なく地域へ戻ってこられるようお互いに情報提供・収集をスムーズに行えるよう連携を密にしていきます。

②介護保険事業所との連携

介護支援専門員情報交換会を中心としながら、既存の組織（介護支援専門員連絡協議会・訪問介護事業所連絡協議会・グループホーム協会など）をはじめ、その他の介護保険事業所もより充実した活動ができるよう支援してまいります。また、処遇困難な方への対応など、担当者1人が重い負担を抱え込まなくてもいいように、行政・関係機関等で連携して支援していきます。

③社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の増進を図ることを目的とした団体」として位置づけられています。

地域福祉の拠点として、様々な活動を展開していますが、それぞれの役割を明確にしつつ高齢者が地域で安心して暮らせるように連携を密にしていきます。